

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程
平成 25 年 6 月 5 日 全員協議会終了後
富岡町郡山事務所 桑野分室

開議 午後 1 時 00 分

出席委員 (13名)

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 渡辺英博君 | 副委員長 | 安藤正純君 |
| 1番 | 早川恒久君 | 2番 | 遠藤一善君 |
| 3番 | 宇佐神幸一君 | 4番 | 渡辺光夫君 |
| 5番 | 山本育男君 | 6番 | 高野泰君 |
| 7番 | 黒沢英男君 | 8番 | 高橋実君 |
| 9番 | 渡辺三男君 | 10番 | 塚野芳美君 |
| 11番 | 三瓶一郎君 | | |

欠席委員 (なし)

説明のための出席者

| | |
|--------------------------|--------|
| 町長 | 遠藤勝也君 |
| 副町長 | 田中司郎君 |
| 教育長 | 庄野富士男君 |
| 参事兼総務課長 | 滝沢一美君 |
| 企画課長 | 横須賀幸一君 |
| 参事兼税務課長 | 阿久津守雄君 |
| 健康福祉課長 | 猪狩隆君 |
| 参事生活環境課長兼 | 緑川富男君 |
| 産業振興課長 (併任) 農業委員会事務局長 | 三瓶保重君 |
| 参事都市整備課長兼 | 高野善男君 |
| 参事生活支援課長兼 | 郡山泰明君 |
| 教育総務課長 | 林志信君 |

| | |
|------------------------|-------|
| 総務課主幹 兼課長補佐 | 菅野利行君 |
| 生活環境課主幹 兼課長補佐 | 渡辺弘道君 |
| 生活環境課 原子力事故対策 係長 | 坂本隆広君 |
| 都市整備課長 補佐 | 竹原信也君 |
| 大玉村出張所長 | 松本哲朗君 |

職務のための出席者

| | |
|---------|------|
| 議長 | 宮本皓一 |
| 事務局長 | 佐藤臣克 |
| 事務局庶務係長 | 原田徳仁 |

説明のため出席したもの

| | |
|--|-------|
| 代表執行役副社長 福島復興本社代表 兼福島本部長 兼原子力・立地 本部副本部長 | 石崎芳行君 |
| 福島復興本社 福島本部復興 推進室室長 | 林孝之君 |
| 福島復興本社 福島本部復興 推進室副室長 | 皆川喜満君 |
| 福島復興本社 福島本部郡山 事務所長 | 塚田隆雄君 |
| 福島復興本社 福島本部郡山 補償相談 センター一部長 | 中村剛君 |
| 原子力・立地本部 福島第一安定化 センター副所長 兼福島第一原子力 発電所副所長 | 菅沼希一君 |
| 福島第一原子力 発電所電気・ 通信基盤部長 | 白川智章君 |
| 福島第一原子力 発電所土木部長 | 石川博之君 |

福島第二原子力
発電所所長

設 楽 親 君

福島第二原子力
発電所広報部
リスクコミュニケーション
ケータイ

大 越 吉 弥 君

付議事件

1. 原子力発電所通報連絡処理（平成25年2月・3月・4月分）について
2. 東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について
3. その他

開 会 (午後 1時00分)

○開会の宣告

○委員長（渡辺英博君） 皆さん、ご苦労さまです。全員協議会に引き続いでの会議となります、よろしくお願ひいたします。

それでは、原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は14名、全員であります。町執行部からの出席者は、町長、副町長、教育長、生活環境課長ほか各課等の長の皆さんであります。職務のための出席者は、議長、議会事務局長、同庶務係長であります。

また、本日は東京電力に対し説明員の出席要請をしておりますことを申し添えます。

お諮りいたします。この会議は公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、そのように決します。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時00分)

再 開 (午後 1時00分)

○委員長（渡辺英博君） 再開いたします。

ここで町長に出席いただいておりますので、挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 午前に引き続きまして原子力発電所等に関する特別委員会、ご苦労さまでございます。

3月の定例議会前の特別委員会以降については、ご案内のとおりいろいろな問題もトラブル等々がございますが、まず第二原子力発電所については、先日仮設の復旧から本復旧が一応完了したという報告がございました。これからは、その後の安定を継続するように、燃料棒をすべて取り出して完全な安定を推移していただくように強く申し上げたところであります。

第一原発についてはご案内のとおり、収束にはほど遠い状況にございますし、汚染水のトラブルの問題、冷却システムの電源のシステムの問題、それから地下水の水質の、いわゆる検査のご指摘の問題等々、さらにいろいろな課題がございます。完全収束しない限りは、我々は帰還というような、そういう意識は全くこれについてはほど遠いということでございます。

今まで第一原発の収束作業あるいは廃炉に対する今後の取り組み方については、国の進め方は、私個人としても非常に不透明で、不可解な点がございました。それは、廃炉について取り組みは経済産業省の資源エネルギー庁、それから収束作業ですね、この4基の原発事故のこの問題についての作業の国の所管はどこなのか、原子力安全・保安院が、結局あれがもう昨年終わりまして、規制庁になり

ました、規制委員会が誕生して、本来であれば規制庁が、規制委員会がそれにかかるべきなのが、今まで、ことしの春先まで全く規制庁のかかわりというのは非常に不透明であった。規制委員会は、今後のほかの50基のプラントの、いわゆる活断層、その他のプラントの健全の評価をして、これについては廃炉にすべきとか、あるいはプラントに問題あれば、これについてのシステムの改良をしようとか、そういう指導をしただけで、第一原発に対するその規制委員会とか規制庁の役割が、誰が監督しているのか、非常に私はこれには不可解を持っていました、これを前から私は指摘していました。ようやくことしの春、4月以降だと思いますが、要するに規制庁が今後エネ庁の廃炉の所管と、それから収束作業の所管、これは一体化で東京電力でやる、ようやく足並みそろえて今度始まったのです。考えてみたら、こういう問題はやっぱりどんどん立地地域から発信して、提言していかなければならぬと思うのです。

この間のネズミの問題、あのときいわゆる冷却システムの電源がストップしてしまった、4号機ですか、システムのいわゆる調査はしているけれども、これはまだ4日半余裕あるから、まずその原因を究明に集中するというお話をたまたま私の役場の部屋で報告がありました。4日半は持つから、だからといってそこに原因だけを究明していいのかと。これは、3月11日の第二原発のあの初動対応、当時の松田所長が、国とか東電の本部からの言うこと聞かないで、自分で判断して、新潟から夜間飛行でケーブルやモーターを運んで、それで第二原発は間一髪で冷却システムが復旧したのですね。そのことを思い出さないのかと、私その場で厳しく申し上げた。4日半だから大丈夫だと言っても、現実に今時点でもみんな心配している。燃料の確保でみんなもうパニックになりそうなのだと、住民の対応としては。であれば、原因究明はするのは当然だ、そのほかに仮設の電源を確保して、まずはもうそのトラブルの後の冷却システムを復旧する、その作業を何でしないのだと。それは、東京電力私呼び出して、大槻の役場に来てもらって、そういう一つの提言をして、それから言われて始まったのです。結局ネズミということが発見して、3日だか4日後にわかりましたけれども、その間原因ばっかり究明して、仮設の冷却システムを並行して作業しろというのは、どこからも指示出ていないのだ。東電のほうわからない、国からも出ていないのだ。私は厳しく申し上げて、そのとおりに作業に入っている。結果的にはその晩、その夜ですよ、11時半にメール入って、電話が入って、町長の言わされたとおり仮設の作業をして、ようやく冷却システムが機能をして、1号機とか3号機とか、あと4号機はあしたの朝まで完了すると。そのときは、まだネズミという原因がわからっていないのです。そういうことが現実に今まであったのです。やっぱり我々からこういう提言をして、指摘して、言わないと、まだまだ国も東電というか、事業者も気がつかないというか、3.11のあの自然災害だと思っているけれども、人災ですから、それをもう一度、これ緊張感を持ってやってもらわないと困る、その辺をきょうの機会に申し上げておきます。

そのほかには、賠償の問題あります。賠償問題も2年3カ月になって全く、いわゆる第2次追補の基準ではどうにもならない。そういう問題についても、東電の対応については相変わらず、いわゆる

高所から見たような我々の避難、住民の取り扱いについては、当事者意識がどんどん、どんどん希薄化している。この問題もしっかりとこの特別委員会の中で、これはやっぱり議論して、検証してもらわないと、我々住民の立場というのが、当然我々行政と議会にかかっているわけですから、しっかりとその辺については検証、議論をしていただきて、そしてまた事業者、国等々に提言と、それなりの姿勢を正していただきたいというふうに思います。

ひとつよろしくお願い申し上げまして、今までの経過を含めて挨拶させていただきました。ありがとうございました。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

早速付議事件に入ります。

付議事件1、原子力発電所通報連絡処理についてを議題といたします。

生活環境課長より説明を求めます。

生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） お疲れさまです。原子力発電所通報連絡処理につきましては担当係長のほうより説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 係長。

○生活環境課原子力事故対策係長（坂本隆広君） それでは、原子力発電所の通報連絡処理につきましてご説明させていただきます。座って説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料ですね、1ページのほうをお開きください。初めに、福島第一原子力発電所の通報連絡内容についてご説明をいたします。まず、資料下の通報実績になりますが、平成25年2月から4月において918件の通報がありました。うち569件につきましては、原災法の25条の通報分となっております。

なお、1番から10番までありますが、ナンバー2とナンバー8につきましては、後ほど東京電力より説明がありますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明させていただきます。ナンバー1になりますが、初めに2月16日、5号機、6号機の低レベル滞留水タンク周辺での水漏れが報告をされております。漏えい量につきましては、約20リットルということになりますが、周辺等に側溝等がないということから、海洋への流出はないと確認をされております。

続きまして、ナンバー3、ナンバー7について、ダストモニタの警報発生ということですが、こちらにつきましては、4月3日及び5日に発電所の正門付近に設置されているダストモニタで警報が発生しております。現在、福島第一の構内では全面マスクの装着が要らないエリアが数カ所あります。そのエリアの線量監視するためにダストモニタを設置しております。今回警報が発生した正門付近につきましては、車両の通行が多い場所ということで、原因といたしましては、検出器への異物混入や水分等の付着による誤作動であると報告を受けております。今後の対策としましては、設置台数を2

台にふやすことや定期的な点検、機器の清掃等を実施して、エリア周辺の線量監視体制について信頼性を向上していくということで報告を受けております。

続きまして、ナンバー4になります。多核種除去設備の一時停止及び再起動についてでございます。現在、本設備につきましては試験運転を実施しておりますが、今回の事象につきましては、作業員が操作中にタッチパネル方式の画面がありまして、そちらを誤って触ったということで、設備を一時停止したものであります。こちらにつきましても、現在誤操作を防ぐために画面の表示の変更ということで、ソフトの改良等を実施しまして、現在試運転を継続しているところであります。

次に、ナンバー5になりますが、こちらにつきましては、ほう酸注入設備というものがあります。そちらのタンクヒータケーブルに変色と焦げ跡があったということで、消防署に通報したものになります。こちらにつきましては、2系統あります。電源を停止後、別系統によって運転を継続しております。その後の調査で、端子台の配線接部のねじの締めつけの不良ということで、そちらが原因で過熱したものと推定されております。

次に、ナンバー6及びナンバー10の3号機の使用済み燃料プール代替冷却システム停止と、2号機使用済み燃料プール代替系の一時停止についてご説明をいたします。現在東京電力では、こちらのナンバー2にもありますように、3月18日の停電事故以降、再発防止対策としまして重要設備の電源回路の多重化、電源盤等への小動物等の侵入防止工事を実施しております。1つ目、4月5日に発生しました件ですが、こちらにつきましては、動力盤の床面の開口部に小動物の侵入を防ぐために金網の設置を行っていた作業員が、固定用の針金を接触させまして電源が落ちたという事象であります。

次に、ナンバー10の2号機の件ですが、こちらにつきましては、パトロール中の作業員が部屋付き箱の中にネズミの死骸を発見しまして、そちらを一時駆除するということで、一時的に電源を停止させたものになっております。

次に、ナンバー9のシルトフェンスの切断につきまして、こちらは当日悪天候ということで、構内が高波が発生したということで、港に設置されておりましたシルトフェンスが切断されたという事象になります。現在は完了が復旧しております。

福島第一の通報実績につきましては以上となります。

続きまして、次のページ、2ページをお開きください。福島第二原子力発電所の2月から4月までの件数につきましては123件となっております。まず、1つ目ですが、3号機原子炉建屋内に設置されております天井クレーンの点検中に、クレーンの車輪軸受けの部分に破損を発見したというものになります。こちらにつきましては、現在調査及び今後の対策について検討を進めているところです。

次に、2つ目になります。ナンバー2の1号機残留熱除去機器冷却海水系（B系）というものになりますが、こちらの配管内でランニング剥離が発見されまして、こちらにつきましては5月中をもって修繕のほうは終了しております。この終了をもって、先ほど町長のほうからもありましたが、本復旧が、工事のほうが終了したということで、1号機から4号機について冷温停止に必要な本設化工事

がすべて終了したということで、こちらにつきましては本日付で東京電力より国の方に報告書を提出する予定となっております。

次に、ナンバー3、ナンバー4になります。こちらにつきましては、最終報までに4報ということでおいただいておりますが、1号機のタービン建屋内で作業をしていた社員が、ドラム缶の間に指を挟んで骨折をしたというものになります。こちらにつきましては、24、25日ということで、最終報までに4回の通報をいただいております。

以上が福島第二の2月から4月までの通報連絡となります。

なお、次のページ、3ページになりますが、こちらにつきましては4月までに実施いたしました発電所の状況確認等の内容を記載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

私からの説明は以上です。

○委員長（渡辺英博君） ただいま説明ありましたとおり、トラブル関係プレスリストのうち、福島第一原子力発電所における電源設備の不ぐあいについて及び福島第一原子力発電所地下貯水槽からの水漏れの件についての2件については、東京電力に説明を求めておりますので、質疑につきましてはその際にお願いいたします。

また、その他の事象につきましても専門的な分野となりますので、後に東京電力との質疑応答の時間は十分にとってありますので、その際お願いします。

それでは、その他生活環境課に対して質問はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） それでは、暫時休憩いたします。

休 議 (午後 1時19分)

再 開 (午後 1時22分)

○委員長（渡辺英博君） 再開いたします。

本日は、東京電力（株）石崎代表取締役副社長、福島第二原子力発電所の設楽所長に出席いただいておりますので、それぞれ挨拶をいただきます。

なお、東京電力（株）からの説明出席者は、お手元に配付した名簿のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、石崎代表取締役副社長、お願ひいたします。

石崎代表。

○代表取締役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 皆さん、お疲れさまでございます。まずは、2年以上にわたって本当に皆様方に大変なご苦労を強いでいること、改めまして心からおわび申し上げます。本当に申しわけございません。

きょうは、こういうお時間をいただきまして私どもの、特に福島第一の状況を中心としたご説明を

させていただくお時間をいただきましてありがとうございます。それ以外に、またいろいろご質問等にしっかりとお答えをさせていただきたいと思います。私どもも夏場の人事異動の時期を迎えて、後ほど本人からご紹介させていただきますけれども、福島第二の所長も5月15日付でかわりました。それ以外に、これからまだ担当者クラスも含めて夏の定例の人事異動がございますけれども、皆さん方にご迷惑をかけないようにしっかりと引き継ぎ等をやって、これからも責任をしっかりと果たしてまいる覚悟でございますので、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。ぜひこれから私ども、今私自身も福島県内を走り回っておりますけれども、特に今後は福島市における復興庁再生総局とも連携をいたしまして、特に福島双葉郡の皆様方の復興にも、当然グループを挙げて精いっぱいやっていく所存でございますので、あわせましてこれからもご指導よろしくお願ひいたします。

私からの挨拶は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

続いて、福島第二原子力発電所、設楽所長よりご挨拶をいただきます。

○福島第二原子力発電所所長（設楽 親君） 福島第二原子力発電所所長の設楽親でございます。先月5月15日に増田の後任として就任いたしました。所長就任前は、福島第二原子力発電所のユニット所長を務めておりました。今後福島第二原子力発電所の冷温停止の安定的な維持、これに全力で取り組んでいく所存でございますので、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。

本日、福島第二の復旧管理報告の前に、一昨年の3月11日の大震災による原子力発電所の事故によりまして、現在も富岡町の皆さんを初め、福島県、広く社会の皆様に大変なご迷惑をおかけしております。福島第二原子力発電所におきましても、震災直後から一昨年の12月までの間は、原子力災害対策特別措置法に基づきます緊急事態宣言下にありまして、立地地域の皆様、広く社会の皆様にご不安を与えてしましました、心よりおわび申し上げます。震災以降、福島第二原子力発電所は、冷温停止維持にかかる設備の復旧に取り組んでまいりました。お手元の資料に福島第二原子力発電所……

○委員長（渡辺英博君） 設楽所長、復旧計画書にかかる実施説明につきましては座って結構ですので、お願ひします。

○福島第二原子力発電所所長（設楽 親君） わかりました。では、これから先は座らせていただきます。よろしくお願ひいたします。失礼します。

お手元の資料に「福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告について」、これを配付させていただいてございます。これに基づきまして報告をさせていただきます。

まず、概要でございますが、昨年の1月31日に国へ原子力災害対策特別措置法第27条、これに基づきます復旧計画書を提出しました。1から4号機の冷温停止の維持に必要な設備、それから保安規定遵守にかかる設備、これにつきまして仮設設備から本設設備への復旧作業を進めてまいりました。

5月30日に1から4号機、すべての号機の復旧作業が完了いたしました。これを受けまして、本日こ

の場でご報告をさせていただくことになりました。

2番の復旧への実施状況でございますが、作業を実施するに当たりましては、安全管理や放射線管理など、協力企業の方も含めまして発電所の管理体制をしっかりと整えまして、原子炉施設の損傷状況と汚染水から汚染の状況、こういったものを把握した上で、損傷部の修理、それから改造、こういったことを計画的に実施してまいりました。こういうことを着実に進めまして、資料でいいますと右側になります、3の対応の流れでございますが、4号機が昨年の5月17日、3号機が同じく昨年の10月11日、それから2号機がことしに入りまして2月15日と、順次復旧を完了しました。このたび1号機が5月30日に復旧を完了いたしました。これによりまして、復旧計画に基づく対策がすべて完了したことによりまして、本設設備によるプラントの安定した冷温停止の維持ができるものと考えております。本日午後、これからになりますけれども、国や県、それから立地町の皆様のところに復旧完了に伴います最終報告を提出させていただく予定でございます。今後は、引き続き特別な保全計画に基づきます設備の計画的な点検、これを実施しまして、冷温停止維持に係る設備の健全性を確保してまいります。さらに、安全管理や品質管理、防災訓練等を継続的に実施していきまして、発電所の安全確保に万全を期してまいりたいと存じております。

以上が復旧計画にかかる実施状況のご報告でございます。

なお、現在原子炉内には1から3号機におきまして、燃料が原子炉内にございます。これらの燃料をプールのほう、使用済み燃料プールのほうに移動する作業につきましては、まず4号機が昨年10月に実施しましたが、続いて2号機が8月の末ごろから原子炉の開放作業に入って、大体その1ヶ月後ぐらいから実際の燃料の移動を行う予定でございます。残りは1号機、3号機になりますが、それらにつきましても順次準備を進めてまいりまして、来年度にはこの1号機、3号機につきましても使用済み燃料を原子炉から使用済み燃料プールのほうに移動する予定でございます。

最後になりますが、富岡町議会の皆様には、昨年の7月4日に第二のほうにご視察いただきました。今回の復旧完了を機に、改めて福島第二の復旧完了のご視察をいただきますと幸いでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの実施状況報告について、皆さんからご意見ございますか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、それでは福島第一原子力発電所における電源設備の不ぐあいについての説明を求めます。

福島第一原子力発電所電気・通信基盤部長、お願いします。

○福島第一原子力発電所電気・通信基盤部長（白川智章君） 福島第一原子力発電所電気・通信基盤部長をしております白川でございます。3月18日の停電事故につきましては、ご迷惑をおかけしまし

た。まことに申しわけございませんでした。

早速、お時間10分ほどいただきまして説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 座って……

○福島第一原子力発電所電気・通信基盤部長（白川智章君） 失礼します。

まず、事故の概要でございますが、3月18日の18時57分停電をいたしました。本設の高圧電源盤と屋外に設置しております仮設の高圧電源盤、こちらが停電をいたしました。これは後で調べたところ、屋外に設置しております仮設の高圧電源盤のほうにネズミが入って短絡事故を起こしたということでございました。この事故におきまして、使用済み燃料プールの代替冷却装置、供用プールの冷却装置、窒素ガス分離装置等が停止をいたしました。さらに、監視システムが一部使えなくなったり、見えなくなったりということから、現場に出向いて実際に計器等を確認するという作業を行っております。こういうこともございまして、復旧に最大29時間を要してしまったということでございまして、福島県民の皆様を初め、広く社会の方々にご迷惑、ご不安を与えることとなってしまったということで、非常に反省をしている事故でございます。

その下、所内電源系統図でございます。こちらを見ていただきますと、赤の線で書かれたところ、ここが停電をした箇所でございます。中にM/Cと書かれているところがございます。これは、メタクラと我々呼んでいるのですが、高圧電源盤を示しております。また、SFPというふうに書かれているところございます。これは、使用済み燃料プールの略でございます。この赤く示したところの、特に「事故箇所」と書かれているところがございます。この事故箇所のところでネズミが短絡をしたというところでございまして、赤い箇所がすべて停電をしたということになっております。

仮設の3、4号M/C、これが仮設の電源盤でございまして、唯一高圧の電源盤で、仮設で残っていた電源盤でございまして、こちらについても信頼性向上対策で、もうすぐ本設に切りかわるという矢先にこの事故が起きたというところでございます。こういうところで、黄色の箱で書かれたところ、これが事故停止しました重要な負荷でございまして、ここからもわかりますように、使用済み燃料プール関係、あと共用プール関係等が停止をいたしたというところでございます。

また、赤い線のところではないところで、黄色い事故停止した負荷がございます。右のほうに1号のSFP代替冷却システム、使用済み燃料プールの代替冷却、そちら等が黄色く塗られております。こちらは、事故のときに電圧変動がありまして、それによって落ちてしまったという負荷でございます。

右のほうに移っていただきまして、調査結果でございますが、仮設の高圧電源盤、こちらをあけてみると、裏面に短絡の跡が見つかってございます。写真でも示してありますように、黒くなっているところでございます。この3つの、三相で電気というのは送られておりまして、この三相のそれぞれのところに黒くすすけているところがございます。こちら15センチぐらいの間隔なのですが、その下にネズミの死骸を発見しております。ネズミの死体、頭から尾っぽまで約25センチほどございまし

て、ちょうどネズミがこの間に接触をして、短絡をして、アークが引きずられて三相短絡まで至ったのだろうというふうに我々考えてございます。

今ご説明したところを整理しますと、(3)のところに書かれております、ネズミがまず屋外の仮設の高圧電源盤に侵入しまして、充電部に接触をして三相短絡を起こして過電流が発生した。さらには、B系の電源系統全体が不安定となって電圧低下が起きたことによって、1号の使用済み燃料プールの代替冷却、また窒素ガス分離装置（B）が停止をしたということでございます。さらに、過電流が発生しましたので、遮断器が開いて、それによって3号、4号の使用済み燃料プール代替冷却及び共用プール冷却装置が停止をしてしまったというところでございます。

裏面をめくっていただきたいのですが、裏面には復旧に時間を要した理由というものが書かれてございます。これは、29時間も要してしまったというところでございますが、2番目の黒い箱のところに書かれている原因調査において、絶縁抵抗値が正常であり、原因の特定に時間を要したということが書かれておりますが、通常故障をした場合には、絶縁抵抗値がゼロになるというのが普通でございます。原因の特定というのは比較的容易にわかるのですが、今回の場合はネズミが短絡をして、その後ネズミが下に落ちてしまったということで、ネズミが下に落ちますと、また正常な状態に戻ってしまって、どこが原因で停電になったのかというのを探すのがかなり時間がかかってしまったというところでございます。その下の、プールの温度上昇が緩やかでございまして、保安規定の制限値65度に達するまで4日以上あったというところから、安全かつ確実な復旧方法の検討を実施したというところ、ここが我々非常に問題だと考えてございまして、我々は4日あるから大丈夫だと考えていたのですが、世間はそういうことではなくて、非常にこういうところで我々反省をしないといけないポイントだというふうに考えているところでございます。

その下でございますが、再発防止対策ということで、先ほども若干触れさせていただきましたが、昨年から國のご指導で信頼性向上対策というのをやってございます。この使用済み燃料プールの代替冷却につきましても、あと1週間で本設に切りかわるというところまで来ておりました。というところで、今回の事象が起きて、もうすぐに本設に切りかえることができました。さらには、電源系を二重化するという工事も進めておりましたので、そちらも比較的早く済ますことができたというところでございます。共用プールにつきましても、こちらのほうは新しい設備をつくるということで、ことしの9月までかかる予定で計画をしておりましたが、こちらのほうも前倒しで、7月末までに完了させるということで今取り組んでおります。さらには、仮設ケーブルベースではありますが、電源二重化ということでは、4月23日で工事を完了させております。

また、今回そもそも問題となりましたネズミの対策、小動物の対策でございます。盤の開口部をすべて埋めまして、盤に小動物が入らないようにするという対策をとっております。高圧電源盤、低圧電源盤、分電盤ということでやっておりまして、高圧電源盤、低圧電源盤については、既に5月の末をもちまして工事が完了しておりますが、今現在は分電盤について工事をしているというところでござ

ざいます。それが書かれているのは、右側の表に今お話しさせていただいたところが書かれてございます。青く残っているところが、今後も工事を進めていくところでございまして、共用プールの冷却設備の電源二重化につきましては7月末、小動物対策につきましては8月末をもって終了ということで、現在工事を進めているところでございます。下の写真は、それぞれの工事が終わったところの写真でございまして、小動物対策につきましては、この写真でもわかりますように、盤の開口部というところはすべてパテ等で埋めまして、ネズミが入らないようにということで、高圧盤については対策を終えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご意見ございませんか。

9番委員。

○9番（渡辺三男君） るる説明は受けました。先ほど町長の冒頭の挨拶の中でもこの問題には触れて、説明受けたのですが、いろいろ話聞きますと、保安規定では65度に達するまで国への報告義務がないと、義務がないと言ったらおかしいですけれども、そこまではいいですよということみたいなのですが、実際32度くらいまで上がったのですよね。いろいろ現場の話などを聞きますと、いまだかつてないような状況があったと。水滴が、水がある程度蒸発して、床あたりは水滴でびしゃびしゃになった経緯があるなんていう話聞いていますが、この事象に関しては、やっぱり作業員からそういう話が出てきておりますので、今回の事故に伴って避難している人たちが、もう今まではある程度戻れるのかなと思いあっても、この事故以来、もう20年、30年こういう思いをするのは嫌だということで、表に土地を買い、うちを求めている人が随分ふえているのです。私もそういう事案何件も聞くのですよ。そういう状況の中で、あれだけの事故を引き起こしていながら、余りいろいろ事故に対して安易に考え過ぎているのではないかと思うのです。その辺、当然今の説明の中にもちょっと入って、わびるような言葉もありましたが、これが20年、30年我々はこういう状況下の中で不安を感じて生きていかなければならぬのです。本当に真剣に取り組んでいただきたいと。

現場の中から聞こえてくる声と、プレス発表やらこういう場で皆さんから説明受ける言葉が全然違うのですよね。今言った共用プールの問題も、三十何度くらいしか上がらなかつたけれども、いまだかつて床がびしょびしょになったなんていうことはなかつたのに、今回はこういう状況があつたとか、私見たわけではないですから、うそか本当かわからないのですが、現場の中からそういう声がいっぱい出てくるのです。そういうことを踏まえて、今後きちっとしていただきたいと、そういう思いがいっぱいなのです。

あと今の説明の中で、これなのですが、この中には入っていないことなのですが、使用済み燃料、キャスクですか、使用済み燃料が何袋かケースに入って置かれていましたよね、津波にやられましたよね、当然流出はしなかつたのですが、そういう部分の撤去、安全な場所への撤去はもう完了してい

るのですか。電力さんでは、一番重要な問題を表に出してこないのですね。恐らく悲惨な状況になっているのかと思うのです。あの時点で9袋くらいは入っていたでしょう、そういうものの処理をきっとできているのかどうか、そういうのも説明してください。

○委員長（渡辺英博君） 東京電力さん。

○福島第一原子力発電所電気・通信基盤部長（白川智章君） お答えいたします。

まことに迷惑おかけしております。まず、電源につきましては、非常に影響が大きいというところで、我々も非常に反省をしているところでございます。電源の重要性というのは、非常に我々も感じておりますし、こちらにつきましては昨年の夏から信頼性向上対策ということで、電源の二重化や本設化ということで取り組んできております。それがもうすぐある程度一段落をするところでありますが、さらには細かいレベルで、低圧のレベルでも信頼性を向上させないといけないということで、つい先般緊急対策、信頼度向上緊急対策という本部を設けまして、その中ですべてうみを出し切ろうということで取り組んでおりまして、そこでもやはり弱点を幾つか見つけて、改善しようということでやってございます。先生おっしゃるとおり、全く電気というのはとまりますと非常に影響が大きいものですから、信頼性を高めないといけないということで、我々も真剣に取り組んでございます。まことに申しわけございませんでした。

また、キャスクでございますが、海側に確かにキャスクがございました。こちらにつきましては、高台のところに仮のキャスクの置き場というのを設けまして、そちらのほうにすべて移送を完了してございます。まだ共用プールには使用済み燃料が残っておりますので、そちらのほうは今後キャスクに入れまして、そちらのほうに移動するということも今後ございますが、海側に置いてありました、古くから置いてありましたキャスクにつきましては、すべて移動を完了させたというところでございます。ご心配をおかけしまして、まことに申しわけございませんでした。

○代表取締役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今議員のご指摘も本当にごもっともで、私どもも今白川申しましたように大変重く受けとめまして、社長を筆頭とした緊急対策の本部をつくりまして、私も本部長としてそこに入って、原子力部門だけではなくて、ほかの部門、私どもの配電や送電や土木等々の、そういう部門の要員を全部集めまして、緊急的に福島第一の中を、設備を全部点検いたしました。特に電気設備に関しては、やはり相当数問題の箇所が見つかりまして、そこを今順次しっかりと対策を打っているところでありますけれども、とにかくこの問題は、皆様方のやはり心配の思いをしっかりと私ども受けとめていなかったということでも大変反省しておりますので、今後は組織的にもそういうしっかりとした監視がきくようにという意味で、原子力の安全監視室というのも社外から人を招いてつくりました。あわせてソーシャルコミュニケーション室といいまして、SC室と呼んでおりますけれども、そこにもいざれ社外から室長を招いて、私どもの広報活動を含めてしっかりと監視をしていただくと、そういう運用面とあわせて組織的な対策も打っておりますので、今後は今回の反省を踏まえて、二度とこういうことがないよう

にしっかりとやつてまいりますので、ぜひご理解賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

〔「共用プールの状態」と言う人あり〕

○代表取締役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 共用プールの、先ほど水がしたたり落ちたという件につきましては、済みません、ちょっと確認をさせていただきます。ただ、当時3月ですから、かなり寒い時期で、温度が上がってきますと当然そういうようなことも発生したのだろうということだと思います。確認をさせていただきます。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） わかりました。ぜひその辺の内容を確認して、報告いただきたいと思います。

また、確かに今石崎さんが言ったように、いろんな部分に関して強い意思で取り組んでいるのかなということはわかるのですが、次から次にそういう問題が起きてくるのですね、地下の水槽ですか、の問題もしかり、あとここ二、三日騒がせているのは、井戸のセシウム検査のはかり方の間違いとか次から次にそういうふうに出てきますので、幾ら引き締めてもそういう問題が提起されれば、また前に戻ってしまうという不安ありますので、ぜひその辺を一日も早く払拭していただきたいと要望しておきます。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

2番委員。

○2番（遠藤一善君） この再発防止対策で、信頼性の向上とかいろいろ出ているのですけれども、基本的にこういうふうに停電が起きたときに、同じような点検が速やかに見つけられるために、どういうような点検の方法をしようということに対策としてはしているのでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 電気・通信基盤部長。

○福島第一原子力発電所電気・通信基盤部長（白川智章君） 今回の件を受けまして、マニュアルを整備いたしました。こういう状況になった場合には、こういうことをしようということでマニュアルを整備して、早急に対応ができるようにということで、それでは、では何で今までマニュアルができていなかつたかというところでございますが、ことしの3月までは信頼性向上対策の工事がかなり錯綜しておりまして、1週間とか2週間ごとに電源の構成が変わっていく、そのような工事がかなりあって、なかなかそのマニュアルをつくるにもつくりづらかったというところがございました。ある程度工事一段落、3月でいたしましたので、今マニュアルができまして、運転員のほうもそのマニュアルを見て早急に対応ができるということに変わってございます。

○2番（遠藤一善君） 僕は、具体的にどういうふうな対策をしたのかという、マニュアルをつくったのは対策ではないので、ちゃんと答えてもらって……

○委員長（渡辺英博君） ただいま2番委員の質問と少し続いておりますので、質問内容に沿って、対策ではなくて、具体的にどういう対策をしたかということですので、マニュアルをつくったとかそういうことではございませんので。

電気・通信基盤部長。

○福島第一原子力発電所電気・通信基盤部長（白川智章君） まさに、そこが設備対策という観点でお話を差し上げますと、ここにも書いてございますように、電源の二重化、電源の二重化というのは切りかえ盤をつくりまして、A系の電気がとまつたらB系から持つてくるというような切りかえ方式をつくりました。また、先ほど説明もいたしておりませんが、監視がうまくいかなかったというところもございました。これは、停電によって監視ができなくなつたというところもございましたので、そちらについてはバッテリーをつけて、さらには監視計についても電源を二重化したというようなことで、いろいろと設備面の対策もしてございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） 設備をどうしたとかこうしたということを聞いているのではなくて、結局見つけられなかつたのですよね、この短絡場所をすぐに。そこについて、また同じような停電が起きたときには、どういう点検の手順でやるのですかということを、どういうマニュアルにしたのですかということを聞いているのです。現に絶縁抵抗値が正常だったので、どこだかわからないと大騒ぎしていたわけですよね。でも、最終的にはこれだけの大きなところがいろんなところでとまれば、普通例ええばこんな大きなところではなくて、家庭で考えればあっちもこっちも停電というか、電気がとまれば、まずはその家のブレーカー、子ブレーカー見て、大きなブレーカー見て、それで見なかつたら、外についている電力メーター見ますよね、最低そのぐらいのことはみんなすると思うのですね。でも、その最低のことをこれしなかつたわけですから、機械にばっかり頼って、自分の足で運んで見なくて、はっきり言ってこんなでかい短絡が起きていれば、そんなぽこっとあければすぐわかるんですよね。見に行かなかつたからわからなかつたのですよね。そういうことも含めて、どういう対策をマニュアル化したのですかということを聞いているのです。とまつたことも重要ですけれども、原因がすぐ説明できなかつたこと自体も非常に重要なわけです。そこをどうしたのですかということを聞いているのです。

○委員長（渡辺英博君） 電気・通信基盤部長。

○福島第一原子力発電所電気・通信基盤部長（白川智章君） まず、すぐに見つからなかつた件につきましては、現場に行きまして、この短絡箇所というのは比較的高いところにございまして、そういう面で、脚立を持っていかなかつたというのもあって、上まで見られなかつたというところでございまして、ここが非常に反省をすべきで、次の日にしっかり脚立を持って調べたら、上位のところに黒いところがあったというところでございました。

先ほどそういうものが何ですぐわからなかつたのかということに関しては、実はここは仮設の電源盤でございまして、仮設以外の本設の電源盤は、すべて情報が免震棟の制御室に上がってきています。遮断器の状態から電圧の状態、すべてがわかるようになっておりますが、この仮設の電源盤につきましては、もうすぐ撤去するということもございまして、そういう情報を上げていなかつたとい

うところがやはり反省点ではあったと思います。現在もこの仮設の電源盤は使ってございませんので、すべて情報が、電圧情報、遮断器の情報がすべて免震棟の制御室から見られるというところで、その情報を見た上で、マニュアルに沿って対応するというところになります。

また、今回現場に行かざるを得なかつたというのは、その現場の計器の情報が見えなくなってしまったと、免震棟の制御室で見えなくなってしまったというところが問題でございました。そこにつきましても、先ほど若干申し上げましたが、落ちないようにバッテリーをつけたり、電源を二重化したりということで見えないようにしたというところでござります。済みません、繰り返しになりました。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） どうも通じないようなのですが、東京電力さん電気使っているって、電気の専門家がいるので、当然何でも電気で制御しようとしているのですけれども、今回の事故の第一原因是、電気で制御しようと思っていたものが、電気で制御できなくなつて起きた事故なのですよね。結局は、こういう一つ一つの積み重ねですよ、制御盤が見えなかつたからわからなかつたと、そういうことなのですよ。なので、どんなに大きなプラントであろうが、何であろうが、人間の目で確かめるというのが一番の点検の大切なところであつて、そういうふうなマニュアルをつくついたら、結局自分で見に行きましょうというマニュアルはつくつていないという今の回答ですよね。そういうことではなくて、まず何かあつたらば、電気に頼るのではなくて、計器に頼るのではなくて、自分たちで見るポイントをきちつと決めて、そのマニュアルのところに見に行く、だってそこに見に行くのに脚立がなければ見られないということを知らなかつたということを今言つてはいるわけですね。使つてはいる以上は、あした、あさつて、使わなくなるであろうが、使つてはいるのですから、そのところはマニュアルの中にきちつと入つていて、そこを自分たちの足で見に行くというスタイルをつくつてはいるかないと、いつまでたつても計器頼りではミス、ミス、ミスになつてはいくと思うのです。そこを今言つてはいるのですけれども、その辺は自分の足で見に行くというのをちょっとマニュアルに追加していくというのは考えてもらえるでしょうか、ちょっと。

○委員長（渡辺英博君） 電気・通信基盤部長。

○福島第一原子力発電所電気・通信基盤部長（白川智章君） 済みません、ちょっと回答がすれ違つております、まことに申しわけございませんでした。

震災以前から、何かあつたら現場に行って確認するというのは基本でやつておりました。今回もそういうことで、本来あればすぐに行かなくてはいけなかつたのですが、確かにマニュアルが整備されていなかつたということと、ちょっとやはり線量が高いというところもあってちゅうちょしてはいるかと、いつまでたつても計器頼りではミス、ミス、ミスになつてはいくと思うのです。そこを今言つてはいるのですけれども、その辺は自分の足で見に行くというのをちょっとマニュアルに追加していくというのは考えてもらえるでしょうか、ちょっと。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） そのほかご意見ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ質疑を終了いたします。

次に、福島第一原子力発電所地下貯水槽からの水漏れについての件の説明を求めます。

原子力発電所土木部長。

○福島第一原子力発電所土木部長（石川博之君） 福島第一土木部長をしております石川でございます。いろいろとご迷惑をおかけして申しわけございません。

また、第一報ということでご報告させていただきます。本日の12時15分ごろ、この地下貯水槽の水を移送する新たなタンクを設置したのですが、そのタンクに移送していた水が三、四秒に1滴程度漏れているというような連絡が先ほど入りました。この水につきましては、吸着剤でふき取って、床には達していないというような状況で、今現在その地下貯水槽から送っている配管のポンプをとめて、さらに止水をするというような対策をとりまして、今現在は水の移送もとめて、それから漏えいもとまっているというような状況でございます。

○委員長（渡辺英博君） 座って。

○福島第一原子力発電所土木部長（石川博之君） 済みません、座らせていただきます。

それでは、まず10分ほどお時間をいただきまして、地下貯水槽の漏えいの資料をご説明させていただきます。まず、左側の図面の敷地左、真ん中辺に黄色の赤で囲った丸がありますが、それが地下貯水槽でございます、敷地西側にございます。海から大体800メーターほどのところに、手前から1番2番、3番と、ほかにもあと4つございますが、今現在漏えいが確認されているのが、この3つのタンクでございます。この部分につきましては、地上に送電線がありまして、左側の下にあるタンク、これは鋼製でできている直径12メーター、高さ10メーターのタンクが敷地にいっぱい設置されているのですが、この部分につきましてはデッドスペースになってしまいまして、この有効利用がないかということで、送電線にクレーンを使ってこのようなタンクをすると事故につながるということで、地下に貯水槽をつくって、その水をためるというような設置をした次第でございます。

真ん中の部分に漫画が書いてあるのですけれども、すり鉢状に掘り込みまして、そこにベントナイトシート、それから高ポリエチレンのシートを二重に挟んだものに、今市松模様で絵がかいてあるのですけれども、そこにプラスチックの貯水剤、いわゆるフォークリフトで使うパレットのようなものをずっと積み上げまして、その空隙の中に水を入れるというようなものでございます。この水につきましては、水位計をマンホールから入れて、ここで水位を管理すると。それからもう一つ、漏れた際に感知するために、下のところにベントナイトシートと遮水シートに、間に設置する水位計ということで、漏れたときにここに集まるような仕組みをつくりまして、ここで水位が上がったら漏れたというような2つの水位を観測しながら、この漏えいを検知するというような仕組みをしておりました。

この遮水シートなのですが、1.5ミリの薄いシートなのですけれども、じゅうたん状でロールで来たものを、現場のほうで数百度の熱でくっつけまして、溶着しまして、その溶着したものにつきまして、自転車のパンク修理で使うような石けん水と空気で、漏れとかそういうのがないようなもので、いろんな漏えいに対する試験はして、この水槽を使うというように至った次第でございます。

右側の写真につきましては、完成後、ここの一一番上のところに採石を敷いて、このような形で、盛り上げたような形で完成したということでございます。4月3日のときにこの漏えいが発生したということで、例題としてナンバー2のところの真ん中のグラフを見ていただければわかるのですが、黒いダイヤモンドの形、右側の凡例でいきますと、一番下から3つ目のダイヤモンド、(β) 北東検知孔というところで、10の4乗というような高い放射性の検知が認められたということで漏えいをしているのではないかということなのですが、ほかのところではやや低いということでありました。

裏面にちょっと行かせていただきまして、この漏えいの範囲を減らすために、左下なのですけれども、この漏れたところの検知孔から水を吸い上げて、もう一回戻してあげるということで、汚染水の拡散防止というような対策を今現在もとっております。その右側に周辺地下水のモニタリングということで書いておりますが、左側の図面につきましては、敷地の西側に1、2、3という貯槽、それからこの地下貯水槽が設置されたときにあったボーリング、緑色で示しておりますが、手前から(A)、(B)、(C)、それから地下水バイパスの井戸の1から4というところの井戸を使いまして、水が海側に行っていないかということを確認したところ、この孔では今現在、全β、トリチウム等検出されていないということで、そこまで漏れていないということで、地下貯水槽の周り、右側の図になりますけれども、1、2、3の周りに紫色の部分のボーリングを実施したと。それから、さらに海側の部分の紫色の部分につきましては、そっち側に行っていないかというようなボーリングを4月13日よりボーリングを削行しまして観測したところ、ここでもやはり数値が出ていないということで、ここまで達していないということで、その上に行っていますと、これは先ほど申し上げたとおり、すり鉢状になっていますので、青色のボーリングまで10メーター、緑色まで6メーターぐらい掘削していますので、45度の勾配で掘っていますので、そこまで6メーター離れていると。ここまで達していないということで、新たに斜めのボーリングを、左側にありますように2-1、2-2、2-3というような、ちょっと細かい字で申しわけないのですけれども、こういうようなボーリングを新たに掘りまして、どこの部分で漏えいがあるのかということを確認したところ、2-10、2-11、2-12、2-13ということで、北東側の部分でやや出ているというような検知になりました。

今回、当初の発表で120立米の漏えいがあるということで、水圧を電気にかけて、それを水位に出している、水位計を出していたのですけれども、そこで4センチの沈下が認められたということで、50メーター掛ける60メーターの水槽で4センチ沈下したということで、120立米の数字で公表したのですが、ほかのところの部分につきましても出でていないとか、そういうことで、何かちょっと納得がいかないところがありまして、中に入っている濃度の差、それから水位の差を計算したところ、外に

出ているのは下の段のベントナイトシート外側ということで、約20リッターか10リッターというような計算になっているというようなのが現状でございます。

漏えいが発生したことは事実でございますので、今後もこのようなボーリングのところで確認していくとともに、斜めボーリングをさらに追加しまして、その特定の範囲を斜めにオーガーなどで掘削して、その土を撤去する。それから、何でこういうことが起こったのかというような室内実験をしながら、原因の追及に努めていくというような計画でございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご意見ございませんか。

2番委員。

○2番（遠藤一善君） 原因を今探っているという状態なのかもしれないですけれども、根本的に漏れてはいけないものを、シート防水でこんな巨大なものをつくっていたことが一番の原因なのだと思いますのですけれども、今後漏れていないところは全部取るような話をしていたのですけれども、残ったところをどういうふうにしていこうとしているのか、水を出したところ、ちょっとお聞かせ願います。

○委員長（渡辺英博君） 土木部長。

○福島第一原子力発電所土木部長（石川博之君） 今現在、この漏れた1、2、3の部分につきましては、水を全部出してからにしていると。ここには汚染水が入りましたので、高β線がかなり残っているということで、今後土木のみならず、放射線の管理であるとか、そういうところでいろいろとちょっと対策をしながら、今後どうしていくかというところを詰めていくところでございまして、今現在その1から3の貯水槽への今後の対応について、まだ決まっていないところでございます。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） それから、このページで終わっていまして、今貯水槽の話だけで終わってしまっているのですけれども、タンクが鉄製で長もちしない、地上タンクが荒れているのですけれども、それとの兼ね合いなんかの話が出ていないのですけれども、地上のタンクもどういうふうにしようとしているのでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 土木部長。

○福島第一原子力発電所土木部長（石川博之君） 今先生からご指摘のとおり、タンクにつきましては今現在フランジを使いましたタンクで、その間にごみを挟んで、それに密着させて防水、止水をしているというような構造になっております。今現在5年というような数字が出ておるのですが、監視しながら、メンテナンスしながらというような使い方になるかと思います。今現在、東京電力の中でこのタンクにつきましては、競争発注というようなことをやったところ、一つの会社が溶接のタンクを提案してきまして、今数十個のタンクは溶接のタイプになると思います。今後のタンクにつきま

しては、また競争発注の中で、我々の要求しようとしている、漏れなくて耐久性のあるものというような要求に対して、安くて早くできるもの、信頼性があるものということでやっていくということで溶接タンクになる、またはフランジのタイプのタンクでメンテナンスをしていくというようなことになるかと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） 根本的な解決にはならないのだと思うのですけれども、先ほども同じなのですけれども、今回のこの水位計がうまくいっていなかったというような話なのですが、これも今話を聞いていると電気に置きかえているのですよね。東京電力さんに、電気を扱っている会社さんに言うのは申しわけないのですけれども、電気を信用しようと、自分たちでも信用しているのですか。もう電気は信用できない状態になっている、必ず電気があったら、そこに機械的なものを入れる、そういう発想でいかないと何もならないですよね。これ浮きついていれば、そんな間違いあり得ないでしょう。でも、浮きは信用していないのでしょうか、自分の目は。電気しか信用していないのですよ、本当にここまで来て、まだ電気しか信用しないのかということで、やっぱり原因の究明は非常に大切なのですけれども、今後とも電気と一緒に必ずメカニカルのもの、自分の目で確かめられるものというのを、どんなに巨大であっても入れていかないと、また同じことの繰り返しになるので、その辺は対策としてきちっとやっていただきたいというふうに思います。

最後に、汚染水の問題、これからどうしようとしているのかだけ、ちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表取締役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今議員のご指摘の点は、しっかりと受けとめてまいります。私どもも、やはり自分の目で、先ほどの話もそうですけれども、自分の目で確認をして、そして対策を講じるというのが、これはやはり仕事の基本だと思いますので、その点は徹底したいと思います。

それから、汚染水の抜本的な対策についてのご質問でございますけれども、汚染水については、これはもう今福島第一の事故現場の一番の大きな問題だというふうに受けとめております。実際、既にタンクの容量で言えば、30万トン分ぐらい汚染水がたまっておりまして、今後その汚染水は地下水の流入とともに、平均して1日400トンふえていくということになりますので、タンクを永遠につくり続けなければいけないようなことになりますけれども、それよりもまずは、タンクの計画そのものは70万トン分までつくる計画がこれから1年半、2年弱をかけてつくる計画がございます。それとあわせて、やはりたまたま水をきれいにすると、そういうことで通称ALPSと呼んでおりますけれども、多核種除去装置を1日でも早く稼働して、たまたま水を少しでもきれいにすること。それから、後ほどご説明させていただきますけれども、地下水バイパスですね、地下水の流入を山側でくみ上げて少しでも減らすと。それもあわせて、とにかく気持ちとしては一日でも早くやらせていただきたい

というものがございますけれども、そういういろいろな策を組み合わせて、汚染水対策の当面の対策を講じていきたいというふうに考えております。

そこから先どうするのかということについては、申しわけありませんが、まだ未定ということでございまして、ではどうするのかということですけれども、私どもで力の及ばないところは、国際的な知見もいただいて、国にも汚染水対策委員会をつくっていただきましたので、国内外の知見をフル導入して、汚染水の対策を今後国と一緒にになって構築していくということを考えておりますので、何とぞご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） そのほかご意見ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、質疑を終了いたします。

以上で付議事件1を終わります。

次に、付議事件2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況についての件を議題といたします。

東京電力より説明を求めます。

復興推進室副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（皆川喜満君） 復興推進室副室長の皆川でございます。皆様には大変なご迷惑をおかけしております。私からこれから福島第一の中長期ロードマップの進捗状況についてご説明させていただきます。15分ほどお時間をいただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） もっと要約してお願ひします。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（皆川喜満君） それでは、お手元にお配りさせていただいております資料、現在の取り組みについての資料からご説明をさせていただきます。

初めに、1枚目の左側でございますけれども、原子炉の状況でございます。原子炉につきましては1号機から3号機、冷却を続けているところでございますけれども、現在の温度状況につきましては冷温停止状態、温度的には10℃から40℃台ということで、今外気温度のほうが上がっておりまして若干それに関係しまして温度が上がっている部分あるのですけれども、温度的には安定しているという状況でございます。

続きまして、右側でございますけれども、こちらは滞留水の対策関係でございます。今ほどご質問いただいた件でございますけれども、ちょっと重複いたしますけれども、滞留水の対策どのような形で今現場のほうで進めているかということにつきまして、この右のところにa、b、cと3点書いてございますけれども、3つの対策を並行して進めていくということにしております。

まず、aでございますけれども、建屋への流入水の水量を抑制するということで、現在地下水バイ

パスの実施を計画しております。この地下水バイパスにつきましては、別な資料で後ほどご説明をさせていただきます。また、このほかにサブドレンといいまして、原子炉建屋の横にもともと事故の前からサブドレンという井戸を設置しております。この井戸を稼働させることによりまして、地下水の流出を抑制すると、こういう対策を進めることにしております。

また、bですけれども、汚染水中の放射性物質の除去でありますけれども、これにつきましては多核種除去設備、ALPSと言っておりますけれども、この設備のA系統が3月30日からホット試験を実施しているところでございます。そんなことで、今この設備のほうの性能を確認しているというところでございます。

次に、汚染水・処理済水の貯蔵でございますけれども、こちらにつきましては、構内貯水タンクへの貯蔵を計画的に進めていくというところです。この中で、地下水の流入抑制のための対策につきましては、先般5月30日になりますけれども、汚染処理水対策委員会が開催されまして、この中で委員会が推奨する今後の対応の方向性ということが示されております。その中で、現在も進めております地下水バイパス、サブドレンといったこれまで進めてきている対策に加えまして、凍土式の陸側遮水壁、土を凍らせて遮水壁を設けるという、その遮水壁の設置が示されております。これにつきましては、これから技術検討を進めていくということにしておりまして、ことしじゅうに、まず技術的課題の解決状況を検証するというところで、これから技術検討のほうを進めるという方向になるところでございます。

それでは、続きまして2枚目をごらんいただきたいと思います。2枚目の左につきましては、発電所からの放射性物質の放出状況でございます。こちらにつきましては、1号機、2号機、3号機の現場で放射性物質の量を測定しております、放出量を評価しております。その放出量につきましては、1号機から3号機の合計値としまして、1時間当たり約0.1億ベクレルという数字になっております。これは、切り上げた安全側の数字ということでまとめておる数字でございまして、この数字につきましては、最近と同様の数字になっております。したがいまして、この放出量によりまして、発電所の敷地境界でどれくらいの被曝線量になるかという計算値ですけれども、こちらにつきましては年間0.03ミリシーベルトという従前と同じ評価値になっているというところでございます。

この右側には、敷地境界線量の低減への取り組みということで、ここでお示ししておりますのは、瓦れきや伐採木、こういったものから直接放射線が放出されますので、その線量を下げるということで、ここの写真にお示ししておりますが、瓦れきにつきましては、覆土式の一時保管施設、また伐採木につきましても、覆土式の保管設備、こういったものを3月中に現場のほうで設置しまして、運用をしているというところでございます。

また、これから計画ということで、発電所で発生しております可燃物の減容をするための焼却炉の設置工事、これを5月から開始しているという状況でございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。3ページの左上ですけれども、こちらは

遮水壁の設置工事、これは従来から来年度に完成目標ということで工事を続けているものですけれども、海岸側に遮水壁を設置するという遮水壁ですけれども、こちらにつきましては、鋼管矢板の打ち込み工事、これを4月から開始しまして、いわゆる本格施工を今実施しているというところでございます。

また、左下ですけれども、これは取水路全面エリアの汚染拡大防止でございます。こちらにつきましては、このコマ部分で、放射性物質の濃度がまだまだ下がり切っていないというところがございまして、追加的な浄化設備ということで、セシウムを纖維状の吸着剤を使って浄化すると、そういう設備をこれから運用するということにしております。

続きまして、右側になりますけれども、こちらは使用済み燃料プールからの燃料の取り出し関係です。4号機につきましては、現場のほうで工事のほうが進んでおりまして、この写真にお示ししておりますように、5月の時点で燃料の取り出し用のカバーを設置するための鉄骨構造の鉄骨の建て方が完了しております。4号機につきましては、この11月からプールからの燃料取り出しを開始するということで、引き続き準備を進めております。

また、4号機につきましては、建屋が傾いているのではないかということで、従前からご心配いただいている件につきましては、その建屋の水平度、また傾きがない、あとひびがないとかですね、そういう定期点検を実施することにしておりまして、その点検の5回目を5月に実施したという状況でございます。

下に3号機の状況を示しておりますけれども、3号機につきましては、4号機の取り出しの工程から、約1年後に取り出しを開始するということで、現在建屋の上部の瓦れきの撤去作業を継続しているというところでございます。

それでは、続きまして裏のページ、4ページ目でございます。こちらが燃料レベルの取り出しに向けた作業ということで、建屋の中の調査を実施しているという状況でございます。1号機、2号機、3号機とありますけれども、前回の3月以降進んでいる調査ということでご紹介させていただきますと、まず1号機につきましては、原子炉建屋の地下部分でありますトーラス室内の調査、これを2回目の調査を実施しております、また格納容器の出入り口、室内の調査、こういったところを実施しているというところでございます。

続きまして、2号機につきましては、一つ下の写真のところにありますように、格納容器と圧力抑制室、サブレッションチューブをつなぐベント管のところの調査、ロボットを使った調査を実施したというところであります。また、2号機につきましても、トーラス室内の2回目の調査を実施しているというところでございます。また、2号機につきましては、下の絵にありますけれども、ブローアウトパネル、原子力建屋の最上階のパネルが外れておりましたけれども、そちらにつきましては3月に閉塞工事を終了しているというところでございます。

3号機につきましては、建屋の中の線量が1号機、2号機よりも高いという状況にありますので、

今後除染とあわせて調査を進めていくということにしております。

それでは、続きまして次の資料で、地下水バイパスについてご紹介させていただきたいと思います。地下水バイパスにつきましては、表のページで絵でお示しさせていただいておりますけれども、大事なところは、地下水バイパスは建屋の上流側の、いわゆる汚染水が混じっていない通常の地下水を取り出すというものでございます。この建屋の汚染水と地下水との区別、ここはきちんと私どものほうでもご説明させていただかないといけないというところが肝心なところだと考えているところでございます。

地下水バイパスにつきましては、裏のページをごらんいただきたいと思います。地下水バイパスは右側に写真でありますように、全体がA系統、B系統、C系統と3つの系統を設けることにしておりますけれども、先行してA系統につきましては、工事が終了して、それで水質の確認も終了しているというところでございます。その水質の確認結果でございますけれども、下の段の中ほどにありますけれども、揚水井、水をくみ上げる井戸、またくみ上げた地下水を一時貯留するタンク、ここについてセシウムほかの放射性物質の濃度を確認しまして、結果としまして検出限界値未満あるいは法令の濃度限度値、告示の濃度限度よりも十分に低い値であるというところを確認しているというところでございます。

ただ、この水質の測定値につきまして不備がございまして、一昨日からご迷惑をおかけしているところです。これにつきまして、分析方法に不備があったということで、それで問題となっておりますのが、福島第一の構内の測定器で測定した部分の濃度が低い資料の部分でございます。これは、どのような不備があったかということでございますけれども、この次に「ガンマ線放出核種分析の評価について」という資料をおつけしております。ちょっと文字が多くて申しわけないのですけれども、その原因につきまして、一番最後のページ、4枚目に参考ということでイメージ図をおつけしております。こちらでご説明させていただきたいと思います。

この分析につきましては、ゲルマニウム半導体検出器という測定器を使っております。こちらの測定器につきましては、もともと非常に低いレベルの放射線を測定するという器械でございまして、かなりデリケートといいますか、取り扱うのが難しい測定装置であります。そういった中で、この測定方法ですけれども、通常どのような測定をするかということで、一番左にお示ししておりますけれども、この測定器の中に検出器があるのですけれども、測定器というのは厚い鉛の遮いでできた箱になっております。その中に試料を入れて測定をするのですけれども、測定をするときには、下にあります試料の測定ということで、この検出器の上に試料を乗せまして測定をして、カウントをとります。それで、そのとったカウントからバックグラウンドということで、試料がない状態でのカウントを差し引いて、正味のカウントの数から量を測定するというやり方をします。これが通常の状態なのですけれども、今回の問題は、この真ん中に示してあるところですけれども、対象となりますのが、今回の問題となったのは地下水バイパスの水で、一時貯留槽、貯留タンクに入れた水です。この水をはか

るときには、2リッター入るプラスチックのケースに入れまして、それを検出器の上に乗せてはかります。

それで、本来といいますと、通常ですとバックグラウンド、そもそも周りの放射線量が低いものですから、問題はないのですけれども、福島第一は周りの放射線量が高い状況でありまして、そうなりますと問題としまして、この上にありますように、測定器の中に、放射線が通常よりもたくさん入ってきます。そうなりますと、問題になりますのは、水の試料をはかるときには、水自体に放射線を遮へいすると、自己遮へいと言いますけれども、減衰させるという効果がありますので、こういうバックグラウンドが高いところで測定するときには、これは国のマニュアルに示されておるのですけれども、バックグラウンドの測定は上にありますように、同じケースに放射性物質を含まない純水を入れて、そのバックグラウンドを測定して、それを差し引くということが示されています。

ところが、今回は通常のやり方と同じやり方をやってしまいましたので、結果としましてこのバックグラウンドの測定のカウント数が、この水の遮へいがない分大きい数字になっていまして、その高いバックグラウンドのカウント数を引いたものですから、測定値自体が低目の測定値になってしまったということでございます。それを今回見直しをしまして、これまで測定結果で検出限界値未満だったものが、検出限界値を若干超えたという数字になっているところでございます。数字的な違いは、余り大きなものではないのですけれども、こういう測定方法についてきちんとした測定をしていなかったというところは、大きな反省点でございまして、この件は5月30日に現地の保安検査官のほうから指摘がありまして、確認した結果わかったということで、当社としても大いに反省するところでございます。

今後につきましては、済みません、その前のページ、3枚目のところでございますけれども、3枚目の原因と今後の対応のところの下の部分ですけれども、今後の対応のところでお示しさせていただいておりますけれども、こういう測定の際に、放射線の遮へいの効果が無視できるかどうかということを事前に確認をして測定をするということにしております。

それともう一つ、福島第一につきましては、現在の測定器が環境管理棟というところにあるのですけれども、今後正門のところに入退域の管理施設を新たに設けまして、それは6月中に完成予定、運用開始することにしています。この部分につきましては、先行地帯の除染もしております、バックグラウンドが低い状態になっております。ここに分析装置、施設が設けられますので、今後福島第一でレベルが低い試料につきましては、この入退域管理施設の分析施設を使って測定をするということとさせていただいております。大変ご迷惑をおかけしておりますけれども、このような対策しっかりと進めてまいりたいところでございます。

福島第一の中長期ロードマップの進捗状況についてのご説明は、以上とさせていただきます。

○委員長（渡辺英博君） それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、質疑を終了いたします。

これで付議事件2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況についての件を終わります。

次に、付議事件3、その他の件を議題といたします。

まず初めに、さきの本特別委員会において答弁保留になっていた事項がありましたが、本日文書をもって報告がありましたので、東京電力より説明を求めます。

林室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室室長（林 孝之君） まず、何点かあるうちの1点目、放置車両の取り扱いについてということでご説明をさせていただきたいと思います。

本件につきましては、前回も私どもで回答させていただきましたけれども、非常に難しい問題で、社会的な問題であるとも認識しております。国では、特に環境省等と対応をご相談させてもらっているところでございます。ただし、ご承知のとおり所有者の皆様の情報や、自動車リサイクル法、また廃棄物処理に関する法律の具備など、基本的には行政でないと対応できない内容であると認識しております。弊社では国がやるのについて、お手伝いできるところを積極的に進めてまいりたいと考えております。

あわせて放置車両については、自宅に保管中の永久抹消済みの車両の処理についてどうかというご質問もいただいております。これにつきましても、同じような回答になりますけれども、私どもとしましては環境省さんと相談しながら、今進めているところですけれども、実際にはなかなか手がつかれないという状況でございまして、動きがありましたら私ども早期に対応できるところを対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） それでは、説明が終わりましたので、放置車両につきまして質問した委員の1回だけ質疑を許します。

3番委員。

○3番（宇佐神幸一君） こういう回答で来るかなとは思ったのですが、実際的にはこれから仮置き場も決まってくるという状況において、また区域見直しで町民の方たちが、今入っている現状において、今この放射性物質が高い放置自動車がそのままあることに対して何も考えないのでしょうか。逆に、町民は実際的にはその近く、またはその場所のあるところに年じゅう行っているということによって、また被曝をする可能性が単純に考えてあると思うのですけれども、東電はその点に対して何も考えないのでしょうか、私その点1点をお聞きしたいと思うのですが。

○委員長（渡辺英博君） 林室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室室長（林 孝之君） 全く考えないのでないわけではないのですけ

れども、繰り返しの答弁になりますけれども、私どもでなかなか簡単に手を出せるようなところがないので、私どもとしては環境省さんとよく相談しながら、例えば車へのモニタリングをしたりとか等々出てくると思いますので、そのときにはきっちり対応させていただければと思っております。

○委員長（渡辺英博君） 3番委員。

○3番（宇佐神幸一君） 一応私が聞いたのは、基本的にこういうことは回答できないというなら、実際的に言うと、個人が処理するしかないと思うのですけれども、ではこれ業者だって、実際に今の状態で入るのは大変難しいと思うのです。だから、逆に自分のうちに置いてあればいいのですが、ほかのところに置いてある場合、そこの地主さんにもはっきり言って何もできないということになる場合、とりあえずどこかに集めてくれというのが町民の声だと思うのです。だから、それのお手伝い、また業者の実際的にかかるお手伝いというものは、再度毎回言っていると思うのですが、考慮の余地が全然ここに出ていないというのが、すごく対応に対して余り考えていないのではないかというか、考えることがないのではないかと、考えていないのではないかと思うのですが、最後にそこだけ教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 林室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室室長（林 孝之君） 済みません、ご帰還に対して大変大きな問題になっているという認識は私どもでございまして、これも環境省などとよく今後ともご相談をさせていただくということしかないので、さらに環境省さんとよく相談をしてまいりたいと思っております。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） 答えられない部分が大分あるようですが、答えられないのでしょうかけれども、今3番委員が言ったように、私は問題は2つあると思うのです。解除準備区域と居住制限区域に置いてある車は自由に持ち出せるわけです、今現在は、サーベイもしないで。ですから、それによる汚染の問題が私は一つ。もう一つは、逆にこれは答えられると思うのですけれども、今産業廃棄物の収集運搬業者が、あの区域の中にある車にペタペタ、ペタペタ連絡先書いて張って、結構持ち出しているのです。それは、そういうものは東京電力として賠償したものが、そういうことで形がなくなっても、それは東京電力としては問題ないのでしょうね、その2点ちょっとお答えください。

聞いてなかったみたいなので、もう一回話します。1点は、サーベイされないで自由に持ち出せるので、そういう放射能による汚染されたものが出ていってしまうのだけれども、それに対してどう考えますかということが一つと、それから東京電力として、その車の賠償したもの、した車が実際運び出されているのですけれども、これは東京電力の立場として、その賠償したもののがなくなっても、所有権が移っていないからいいのかどうか、いいのだと思うのですけれども、いいのですかということを、その2つを聞いているのです。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（皆川喜満君） まず、サーベイの件でございますけれど

も、サーベイにつきましては、基本的に直接国なり、私どものほうでお宅に行ってご了承がないのに測定をするということは、運用上できないということなのですけれども、国のオフサイトセンターのほうでスクリーニング会場を設けておりますので、基本的には住民の方にそちらを利用していただくというのが基本的な考え方とさせていただいております。それで、私どもにおきましても、スクリーニング会場に人を配置しまして、スクリーニングのお手伝いをさせていただいていると、東京電力としてはそのような対応をさせていただいているところでございます。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塙田隆雄君） 郡山事務所の塙田でございます。今ご質問のございました賠償済みの車両を持ち出されているのだけれども、それについて東京電力としてどう考えるかということについてお答えをいたしたいと思います。

これなかなか胸を張って申し上げることではないのかもしれませんけれども、賠償するに当たって所有権移転までを求めておりませんので、外に持ち出されているということに対して、ちょっとこれ何とも申し上げられないというのが実態でございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塙野芳美君） 1回のところ申しわけないですけれども、2点目はわかりました。賠償ですから、補償ではないから、それはそれでわかったのですけれども、1点目、全く私話すりかえないでほしいのです。答えられないなら答えられないでいいから、正直に答えてほしいのです。汚染したものがでているのに、それに対してどう思うかと言っているのに、スクリーニング会場を設けてとか手伝ってとか、そういうことではなくて、それに対して東京電力として、そういう汚染した車がでているのにどう思いますかと聞いているのです。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表取締役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今委員のご指摘の点は、まず汚染の度合いはスクリーニングではかられているというふうに認識はしておりますけれども、そこで補足できないものがあるということであれば、それは私どもも、どの程度の汚染かにもよりますけれども、汚染されたものはやはり広く社会に出回るというのはよろしいことではないというふうには思いますけれども、ただそれがどういうレベルなのかについては、ちょっと私ども今この場ではお答えできませんけれども、基本的にはスクリーニングをして、ある基準以内のものであれば、今のルール上は使えるということになっておりますので、それを超えるものであればやはりきちっとした管理をして、所定の手続を踏むべきだというふうに考えております。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） それでは、皆さん質問したいことも、たくさん各委員お持ちだと思いますが、とりあえず態度保留分につきましては、1回のみ質疑を許しまして、それがすべて終わった後、再度皆さん自由に意見を、質疑をしていただきたいと思います。

それでは2番目、津波、地震被害に関する事項について、詳細については改めてお知らせするというのをいつ示すのかということですが。

塚田所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塚田隆雄君）　塚田でございます。失礼ですが、座らせていただいてご説明させていただきます。

津波、地震被害賠償の関係で、詳細についてということでございますけれども、次のページに参りまして、津波と地震の被害、これ賠償に関しましては、既に平成25年の3月29日でございますけれども、プレスで発表させていただいております。そんなところでございます。

詳細をご案内するために、添付資料という形で後ろのほうに「地震・津波による被害を受けている方への賠償について」という資料をつけさせていただきました。こちらをごらんいただきながら説明させていただきたいと思いますが、財物の賠償における地震と津波に関する損害の相当額の控除につきましてですけれども、これにつきまして、宅地に関しましては控除いたしません。すべて100%をお支払いをいたしますけれども、建物に関しましては地震、それから津波による建物の損壊状況に応じて、一定の割合を控除させていただきたいというふうに考えております。具体的なもの、下に建物という形で整理されておりますけれども、左側から損害の程度、その次が建物の損害状況、それから賠償金額から控除させていただく割合、右側が、したがってその差し引いた賠償金額のお支払い割合ということになっておりますけれども、例えばということで、倒壊程度につきましては、建物の状況は、地震により建物が倒壊した場合あるいは津波により建物が流出した場合、これがこの損害の程度に当たるということでございまして、こういった場合につきましては100%賠償金額から控除させていただきますので、賠償金額としてお支払いさせていただくものについては0%ということになります。

同じような考え方でございますけれども、その下の全損という程度でご説明しますと、これは建物の損害状況は、地震で構造的に大きく損壊し、住み続けることが困難な状況、あるいは津波で申し上げますと、建物の高さが半分以上が浸水した場合という、こういう場合につきましては賠償金額から50%を控除させていただきますので、残る50%を賠償金額としてお支払いをさせていただく、こういうことでございます。

〔「委員長」と言う人あり〕

○9番（渡辺三男君）　国で決めているものを報告いただいてもしようがないのだ、変わったのであれば、この部分が国の言っていることとこの部分がいい方向で変わりましたよというご説明をいただかないとい、これ全部国で決めているとおりでしょう、それ報告いただいてもしようがないのです。これに不満持っているから質問しているのだから、そうでしょう。そんなこといつまでやったって決まりつかないです。

○委員長（渡辺英博君）　それでは、この報告書に関しましては、回答書に関しましてはご一読いた

だきまして、そのほか東京電力に対する質問等がありましたら、委員の方からお願ひします。何でも結構です、ございませんか。

3番委員。

○3番（宇佐神幸一君） 私、個別ではないと思うのですが、これに出てる3番のやつの一つだけ教えてほしいのですが、神社仏閣のことでちょっと未定だったので、この中で、3は一般的と異なると書いてあるのですが、この前一応新しい指針の中において、不動産鑑定士、専門家を呼んで判断できますよといただいたのですが、この専門家って不動産鑑定士以外に、特殊な建物については特殊な建物に対してのかかわる専門家も対応になるのでしょうか、この1点だけ教えていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 塚田所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（塚田隆雄君） 今ほどのご質問ですが、不動産鑑定士、それから補償コンサルタントを入れる予定でございますので、そういう意味できちっと特殊な建物についての評価ができる、そういう意味で予定をしております。

○3番（宇佐神幸一君） 了解しました。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） では、副社長に質問させてください。

最近、原賠審の能見委員長ですか、現場を見て、賠償の指針見直しということで、今までの指針ではちょっと甘いなど、これはかなりひどいということで見直しの作業に入っているようです。それで東京電力もADRとかいろいろ住民との賠償を今までやってきました。私の中で、「企業努力」という言葉を使って、石崎さんが副社長に就任したときに、東京電力はどういう企業努力をしてくれるのだというような質問をさせてもらったのですけれども、いまだかつて国その後ろに、いつも後ろに隠れたままで、国がこう言っているからということで独自の、私たちがこういったことを努力して、こういうふうにしますというのを伺えないのですよ。そういうことを原賠審のほうでも前向きに今やっています。東京電力も、何かそういったADRとか、そういったところに上がってきましたので、仲裁でちょっと指針よりもいいものを例えれば出しているというものがいれば、こういったことは前向きに、さらに東京電力は努力でこういうふうにしますよと、そういうものがあればちょっとお話を聞かせてください。努力する気があるかどうかを含めて。

あともう一点、もう一点は、先ほどの質問の中で、多分こういうことだと思うのです。以前は、震災当時は10万カウントで車をばんばん出したと。それで、それもバックグラウンドが高いから、かなり荒っぽい数字で出て、それが市中を走っていると、私はそういうふうに理解しているのです。それが、例えばディーラーなんかでは、かなり汚染されているから下取りできないよと言わされた人たちには東京電力にこれを買い取ってくれとかというのを言う人たちもいるかもしれないけれども、現在乗っ

ている人たちにもかなりそういう車があると思いますよ、それを多分言っているのだと思うのですけれども、私が今ちょっと東京電力に考えてもらいたいのは、今避難している人たちにもかなりうちに思い入れのあるもの、本来であれば持ってきたいもの、これかなりあると思うのですよ。やはり最近問題になったように、バックグラウンドの高いところではかると、何か出ていないよというような数字になってしまうと思うのです、低い数字が出てくるみたいだから。そういったことで、バックグラウンドの低いところ、いわきとか、あとはJヴィレッジの中のそういうふうな特別な測定室をつくってくれて、それで東京電力のほうではマイクロバスとか、そういったもので私の家のあの品物を持ってきたいと、そういった希望者には同行して運んでくれて、除染して、線量をはかって、それで持ち帰ってもらうと、そういうふうな被災者に対する支援、そういう援助、そういうことをやる考えがあるかどうか、それを聞かせてください、2点。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表取締役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 安藤委員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、原賠審の能見委員長が現地を視察されたということは、私も新聞報道等で承知をしております。それから、ADRの和解勧告事例が幾つか出てきて、それに対して当社も個別対応をしているという事実も幾つか実際に出ております。そして、安藤委員がご質問の企業努力、どの程度やっているのかというようなご質問かと思いますけれども、1つは、財物の賠償についても、家屋の金額が今のルールの中でなるだけ多く皆さんにお支払いできるようにということで、補正計数を少し上げたり、そういったことはやっておりまして、その辺もプレス発表をあわせてさせていただいているつもりではありますけれども、そういったことがしっかり私どもがまだきちんと周知できていないということは、私どもの不徳のいたすところかと思います。そういった点は、幾つか考慮したものがございます。

それとあわせて、ADRについて勧告があった場合に、私どももちろんそれはADRに上がるのは個別の案件ですので、個別ということで、こちらも会社の中でいろいろ検討した上で判断をさせていただいておりますけれども、既にそういう和解に応じたものについてはいろいろな、個別のことですから中身はご説明はできませんけれども、企業努力の範囲でやらせていただいているところも幾つかございます。

それから、車の件に関して、関連して思い入れのある品物を持ち出す、そういったことに対する会社としての努力についてということでございますけれども、それについては具体的にはまだ今のところこれというものが決まってはおりませんけれども、ただやはり皆さん方に、特に私も皆さん方に大変お世話になった時期がありましたので、皆さん方がどういうものに思い入れがあるのかということは、ほかの社員よりは承知をしているつもりでありますけれども、そういったところに会社としてどこまで踏み込んでいけるのかというの、今後の大きな課題だと思っておりまして、それも復興本社の一つの大きな仕事だと思っています。今具体的にこれということはお答えできませんけれども、そ

ういった皆さんの思い入れが強いもの、ご意見が強いものについては、しっかりと対応できることをこれから検討すると、検討して、なるだけ実行に移したいというふうに思っております。きょうのところは、そういうご回答でご容赦いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 副社長にお願いしたいのは、例えば家財、家財なんていうのは、本当に皆さん納得して、これから請求してもらうのかどうかはわからないですけれども、かなり結婚生活の長さ、あとは世帯主の年齢とか年収に関係なく一律ばっさりと。そういった中で、あのつば持ってきたとか、あの額持ってきたとか、いろんな人いますよ。そういった中で、やはり線量の問題とか、そういった一個一個を持ってきて、今借りている借り上げ住宅の家主さんに迷惑かけるのではないかとか、いろんな心配あります。そういった中で、東京電力は除染も専門だと思うのです、線量はかるのも専門だと思うのです。かなりでっかいものを運んでくださいとは言いませんよ。そういった一人一人が思い入れのあるようなものを、東京電力がワゴン車あたりで一緒に行ってくれて、それで広野のようなバックグラウンドの低いところで除染してくれて、そういったサービスができないかと、そういう程度の話なのですが、そういったことは可能でしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎副社長。

○代表取締役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 具体的にそういうお話があれば、できるだけのことはやらせていただきます。ただ、ちょっと一般論で言っても始まらないところもありますので、個別、具体的に実際にそういうご要請があれば、そのお宅にお邪魔してどういうものかを確認した上で、できることをしっかりと考えていきたいと思いますし、なるたけ行動に移していきたいというふうに思っております。それが復興本社の務めだと思っています。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 林室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室室長（林 孝之君） 推進室の林です。今副委員長からお話ありました、まさに復興支援の活動は、私どものところで今やらせていただいております。もう既に帰還が始まっている川内村さんとか、広野町さんの引っ越し等々の手伝い、また家屋というか、地震のために物が倒れたりして、お年寄りの方がなかなか運べないとか、かなりやはり我々も地震、原子力災害に伴って、住んでいないということもありまして、動物類が家屋に入り、汚してしまっているというところを清掃させてもらったりさせていただいております。今副委員長言われたように、町のほうとちょっとご相談をさせてもらいながら、できれば6月の中ごろから片づけ作業をさせてもらいたいと思っております。また、その進みぐあいによっては、今副委員長言われたような形のものができればやっていけるのかなと思います。

あと、例えば墓地の清掃、これは発災当初から、やはり先祖を大事にするというのはもう人間の常でございますので、皆様のほうからいろいろ言われておりましたから、私どもとしては、これはやはり富岡町さんだけではなくて、これまで浪江町さんや双葉町さん、そして今度富岡町さん、大熊町さんの墓地についての除草をさせていただければなと思っております。

あとごみステーション、この看板の設置とかですね、図書館の本が今散乱しているということなので、こういう片づけもさせてもらうということで、何かありましたら先ほど代表が言いましたように、行政当局と相談させてもらいながら、我々ができることは何でもやるという精神でやらせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくご指導をお願いしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 石崎さんと林さんから前向きな意見もらったので、それで私安心しますけれども、町当局のほうも、今の回答を聞いて生活支援の担当のほうと東京電力連絡とりながら、ぜひ町民にもそういうことを知らせて、東京電力はやってくれるというように今おっしゃっていますので、除染してもらって運び出してもらうと、そういうことはやれるというような返事で、私今受け取りましたので、以後連絡とって、きっちりやってください。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

副委員長、私が直接……

○副委員長（安藤正純君） 委員長、どうぞ。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長と違いまして、ごく細かい部分でございますが、東京電力の社員も富岡町民の方が多くあります。その中で、賠償が滞っておると、給料等につきましては会社の業績によって多くなったり少なくなったりするのは、これ当然のことでございますが、賠償というのは職業、年齢、性別、そういうもので区別されるものではないと私認識しておるのですが、これは一般の平社員の意見でございますので、経営者としてどのように考えておるのか、その辺お願いします。

○副委員長（安藤正純君） 石崎副社長。

○代表取締役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今委員長お話しの点につきましては、社員にも富岡町に住ませていただいている者がもちろんあります。そういう社員、社員であっても被災者さんであるということには、これはもう変わりませんので、そこは賠償の問題は、一般の方と同じようにするというのが大原則でございます。ただ、昨今また家財の賠償が始まるということで、特に家財について今般私どもは、社員の被災者の中で、その住んでいる形態によって扱いを異なるところが一部ございます、それは事実でございます。それは、本来はそうしたくないというのが私のそういう思いでありますけれども、会社のいろいろな事情です、収支状況等も含めて、まずは一般の被災者の方に優先してお支払いをするのが会社としての責任のとり方だろうということで、一部そういう住まいの違いによって、一般の方との扱いが違っているということ

とが出ているのは事実でございますけれども、ただそういった対象の社員に対しても、丁寧に説明をするようにという指示を出しているところでありますけれども、実害についてはしっかりと賠償するということについては、そこは変わりませんので、今恐らく一般の社員で、夫婦共働きの、子供がない、ご両親もいないような家庭の社員だとは思いますけれども、若干そういう点でちょっと不平が出ているということも私は承知しておりますけれども、いずれにしましても、とにかく今会社の責任をしっかりと果たした上で会社を再生して、そしてまたその上でしっかりと社員に応えていきたいというふうに考えております。何とぞご理解賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○副委員長（安藤正純君） 委員長。

○委員長（渡辺英博君） ただいま副社長からるる説明ございましたけれども、例えば現実的に言いまして、東京電力さんは政府から借り入れて、それで賠償とか、そういうことを行っている状態なわけですね。ですから、一般も含めて、社員も含めて、社員の方も奥さんも子供も、じいちゃん、ばあちゃんもおって、その方は例えば富岡町民なり、大熊町民なり、被災者として賠償を受ける権利はあるわけでございますので、その辺も迅速に、末端のほうまで副社長の考えがちゃんと行き届くように指示して、対応をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○副委員長（安藤正純君） 要望ですか。

○委員長（渡辺英博君） 回答もらいます。

○副委員長（安藤正純君） 副社長、お願ひします。

○代表取締役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今の委員長のご指摘、しっかりと受けとめてこれからやってまいります。社員も私どもの大切な財産です。社員が一番大事な財産ですので、その社員が一人一人が本当に力を発揮してくれないと、この困難を乗り越えることはできないと思いますので、今のお言葉しっかりと受けとめて、なるだけ早く改善できるように努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） わかりました。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） これで執行部の皆さんからございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） ないようでございますので、これで付議事件3、その他についての件を終わります。

以上をもちまして、本日の原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 3時07分)